

居住誘導区域・都市機能誘導区域図



	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10

図面凡例

- 土地利用方針
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 近隣商業地域
 - 準工業地域
- その他
- 行政界



※ 居住誘導区域、都市機能誘導区域には、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、生産緑地地区を除きます。
 ※ 都市機能誘導区域は、全て居住誘導区域と重複します。